

令和 2 年度地下水水質測定結果について

本調査は水質汚濁防止法第 16 条の規定により青森県が定めた測定計画に基づき、市内における地下水の汚染状況を把握するため常時監視するもので、概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査の 3 つの調査区分により段階的に実施している。
(資料 1-図 1)

1. 概況調査

市内の全体的な地下水質の状況を把握するために市内全域を 5 年で一巡する調査で、市内 5 地点で測定した結果、全ての環境基準項目において環境基準を達成した。

2. 汚染井戸周辺地区調査

前年度の概況調査により汚染が確認された地区において、その汚染井戸周辺を調査するもので、砒素について調査した中居林地区 4 地点及び田向地区 1 地点のうち中居林地区 1 地点で、鉛について調査した根城地区 4 地点及び売市地区 1 地点のうち根城地区 2 地点にてそれぞれ微量検出された。(資料 2-表 1)

3. 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査で汚染範囲を確定した後、定点を設け、経年変化を把握するための調査で、市内 35 地点それぞれの測定項目について測定した結果、鉛が 1 地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 6 地点、ほう素が 2 地点、ふっ素が 1 地点で環境基準値を超過した。(資料 2-表 2)

環境基準値を超過した地点については、井戸所有者に井戸水を飲用しないように注意喚起するとともに調査を継続し、3年間連続して環境基準値の 9 割を超えないことを確認した田向地区、八幡地区、櫛引地区、新井田地区の各 1 地点及び石堂地区 1 地点のほう素については調査を終了する。(資料 2-表 3)